

平成 28 年 10 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 28 年 10 月 31 日（月）

午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

小値賀町役場 3 階第 4 会議室

小値賀町農業委員会

平成 28 年 10 月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成 28 年 10 月 31 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

2. 開催場所：小値賀町役場 3 階第 4 会議室

3. 出席委員：（16 人）

会長		松口政之			
会長職務代理者	1 番	松山多作			
委員	2 番	近藤良治	3 番	辻 勉	4 番（欠員）
	5 番	吉田英章	6 番	宮崎 幸二	7 番 迎 広子
	8 番	土川浩子	9 番	北野 長義	10 番 下山勝宏
	11 番	筒井正美	12 番	近藤 茂樹	13 番 吉永信義
	14 番	大久保勉	15 番	小崎八郎治	16 番 木村吉照
	17 番	前田 猛			

4. 欠席委員：13 番 吉永信義委員

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名について 9 番 北野長義委員 10 番 下山勝宏委員

第 2 議案第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく所有権移転について

第 3 議案第 17 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく所有権移転について

第 4 議案第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく所有権移転について

第 5 議案第 19 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく賃貸借権の設定について

第 6 議案第 20 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号に基づく農地転用の届出について

第 7 議案第 21 号 農地法第 5 条第 1 項に基づく農地転用許可申請について

第 8 その他

- ・視察について
- ・議会と語ろう会について
- ・平成 28 年 11 月の予定について
- ・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸

書記 神崎 健司

7. 議事参与制限 なし

8. 会議の概要

事務局長：みなさん、こんにちは。

全委員：こんにちは。

神崎書記： 定刻となりましたので、ただいまより、28年10月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日の欠席は、吉永委員の1名です。

出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松口会長： みなさん、こんにちは。

全委員： こんにちは。

松口会長： このところ雨が多く、水田と裏作の利活用の仕事が出来ず大変かと思っております。再生協議会の方から通知が来たと思います。11月いっぱいまでは作付け出来れば、来年の収穫は何とか出来ると思いますので、それまでに天気が回復していることを祈りたいと思います。本日は転用案件がありましたが、雨が降っていますので現場確認は中止させていただきました。それでは始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名について、議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。9番 北野長義委員、10番 下山勝宏委員にお願いします。

続きまして、日程第2 議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

神崎書記： それでは議案第16号について説明いたします。

農地の所在は、浜津郷字八龍山804番1、地目は畑で、面積は1,005㎡です。譲渡人は笛吹郷の●●●●さん●●歳で、譲受人は浜津郷の□□□□さん□□歳です。譲り受け前の耕作面積は5,413㎡、譲受面積は1,005㎡、譲受後の耕作面積は6,418㎡で、譲受の理由は贈与による農業経営の規模拡大です。

本議案につきましては、譲受人は下限面積もクリアーしており、また、その他の農地法第3条第2項各号の規定には、該当しないと思われまますので、事務局としては、許可相当かと思われまます。以上で説明を終わります。

松口会長： 事務局から説明がありましたが、地元の委員さんから何かありませんか。

下山委員： 特にありません。□□□□さんは□□に勤務していますが、□□□□さんの父親も年配でして、農業もしたくないという気持ちもあるようでございますので、よろしく願いいたします。

松口会長： この件について、みなさん方から何かありませんか。ないようでしたら、この件については許可することよろしいですか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第3 議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

神崎書記： それでは議案第17号について説明いたします。

農地の所在は、浜津郷字白岩1778番1、地目は畑で、面積は864㎡です。譲渡人は浜津郷の●●●●さん●●歳で、譲受人は笛吹郷の□□□□さん□□歳です。譲り受け前の耕作面積は10,494㎡、譲受面積は864㎡、譲受後の耕作面積は11,358㎡で、譲受の理由は贈与による農業経営の規模拡大です。

本議案につきましては、譲受人は下限面積もクリアーしており、また、その他の農地法第3条第2項各号の規定には、該当しないと思われまますので、事務局としては、許可相当かと思われまます。以上で説明を終わります。

松口会長： この件について、地元の委員さんから何かありませんか。

下山委員： 先ほどの八龍山と同じように、交換分合という形になります。今回、手続きをするという段取りということで、このようになりました。今のところ、意見が成立して交換するということになっていますので、よろしく願いいたします。

松口会長： この件について、みなさん方から何かありませんか。ないようでしたら、この件については許可することよろしいですか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第4 議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

神崎書記： それでは議案第18号について説明いたします。

農地の所在は、前方郷字牧尾原673番、地目は畑で、面積は94㎡です。譲渡人は前方郷の●●●●さん●●歳で、譲受人は前方郷の□□□□さん□□歳です。譲り受け前の耕作面積は11,407㎡、譲受面積は94㎡、譲受後の耕作面積は11,501㎡で、譲受の理由は売買による農業経営の規模拡大です。

本議案につきましては、譲受人は下限面積もクリアーしており、また、その他の農地法第3条第2項各号の規定には、該当しないと思われまますので、事務局としては、許可相当かと思われまます。以上で説明を終わります。

松口会長： この件については、私が地元でして、現在のところ畑が一枚になっていて境目がわからなくなっています。この畑は、生姜の試験栽培を行っております。□□□□さんは、去年□□を退職されて農業に取り組んでいます。よろしくお願いいたします。

この件について、みなさん方から何かありませんか。ないようでしたら、この件については許可することよろしいですか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第5 議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく賃貸借権の設定についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

神崎書記： それでは議案第19号について説明いたします。

農地の所在は、前方郷字牧尾原667番、地目は畑で、面積は268㎡です。貸人は前方郷の●●●●さん●●歳で、借人は前方郷の□□□□さん□□歳です。借り受け前の耕作面積は11,407㎡、借受面積は268㎡、借受後の耕作面積は11,675㎡で、貸借の理由は借人の農業経営の規模拡大です。契約期間は平成28年10月31日から平成38年10月30日までの10年間です。

本議案につきましては、借り受人は下限面積もクリアーしており、また、その他の農地法第3条第2項各号の規定には、該当しないと思われまますので、事務局としては、許可相当かと思われまます。以上で説明を終わります。

松口会長： この件についても、私が担当です。●●●●さんは●●に勤務しており、田の方は作っておりますが畑は作らないということで、今後、□□□□さんが生姜を作りたいと申し出が来ています。

この件について、みなさん方から何かありませんか。ないようでしたら、この件については許可することよろしいですか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第6 議案第20号 農地法第4条第1項第8号に基づく農地転用の届出についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

神崎書記： それでは議案第20号について説明いたします。

農地の所在は前方郷字牧尾原882番1-1、地目は畑で351㎡の内の10㎡です。転用者は前方郷の●●●●さん●●歳です。転用の目的は農機具や資材等を保管するための倉庫です。200㎡未満の農業用施設への転用は、農地法第4条第1項第8号で謳われており、県知事の許可は不要であり、農業委員会への届け出だけで良いことになっています。また、農用地区域の変更手続きについても、農業振興地域の区域外になっています。現場の写真については本日配布しております。以上で説明を終わります。

松口会長： この件についても、私が担当です。この倉庫は、許可不要案件として数年前に農業委員会に申し出があって建てた倉庫です。コンバインや乾燥機、トラクターを入れているのですが、なかなか入りきらないということで、嵩上げて少し延ばすという形になっています。その面積を増やしても200㎡未満ですので、農業委員会の許可ということになります。

この件については、許可することによってよろしいでしょうか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第7 議案第21号 農地法第5条第1項に基づく農地転用許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

神崎書記： それでは議案第21号について説明いたします。

転用地の所在は笛吹郷字大道1454番8、地目は畑で転用面積が407㎡、建築面積が72.87㎡です。譲渡人は前方郷の●●●●さん、譲受人は笛吹郷の□□□□さんです。自己住宅を新築したいということです。2枚目お願いします。字図で場所を示しております。色を塗っているところが対象地で周囲は宅地に囲まれております。3枚目は航空写真を添付しております。4枚目は申請地の現況写真ですが、最後に図面を添付しておりますが、二階建てになります。一般個人住宅は概ね500㎡までということと、農家住宅であれば概ね1,000㎡までという事が基準としてありますので、今回の申請は407㎡ということで個人住宅としましては500㎡以内ということでクリアーしています。ここには載せておりませんが、必要書類としましては、転用する事が確実であることがわかる資金証明とか土地登記簿の謄本、施設の配置図、平面図等はいただいております。以上で説明を終わります。

松口会長： ありがとうございます。この件について、地元の大久保委員何かありませんか。

大久保委員： 私からは特にありませんが、見た通り周りは住宅で問題ないかと思います。よろしくお願いたします。

松口会長： この件について、みなさん方から何かありませんか。事務局の方に、資金や証明書などは提出されているということで、問題はないかと思います。許可することによってよろしいですか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。

続きまして日程第8 その他についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

神崎書記： その他についてです。

まず、農業委員会の皆様へという資料をご覧ください。会長と局長が10月14日の会長・局長会の出張に行った際に、各農業委員会にお願いされた事項になります。基本的には、農地中間管理事業を一緒に進めましょうということで、お願いしたい内容やメリットがあります。その中でも、お願いしたい内容で、1. 農業委員会が、普段、手続きしている利用権設定の半分を農地中間管理事業へ切り替えをお願いします。農家の皆さんにとってメリットがあります。2. 農業委員さん個人の経営農地を自作地・借入地ともに農地中間管理事業へ切り替えをお願いします。3. 農家の皆さんへの新しい情報の提供をお願いします、ということで、以前に議案でも諮られている①A to AもOKです。②期間は10年未満、3年でも5年、1年でOKです。③物納もOKになりました。④借り手は、認定農業者・高齢者でもOKです。⑤荒廃農地を所有していても経営転換協力金をもらえるようになりました。A分類は機構へ貸す意向でOK、B分類は非農地通知でOKということです。⑥農地を国や県から取られることはありません。

農家にとってのメリットということで、1. 草刈りや剪定保険付き契約が無料であります。農地の借り手が病気やケガで耕作できなくなった場合、機構と借り手の貸付契約を一旦解除し、機構が草刈りや剪定などの農地を荒らさない管理（中間管理）を、経費は機構持ち（国・県が全額負担）で最長3年間行います。貸し手も借り手も、肉体的にも金銭的にも苦勞しなくても済みます。2. 次の借り手を機構が探します。借り手側の都合で耕作できなくなり、機構が中間管理することになった場合は、次の借り手を最長3年間探します。その間の地代も機構がお支払いします。貸し手も借り手も、精神的に安心です。3. 要件を満たすと農地の出し手へ協力金が支払われます。4. 要件を満たすと農地の固定資産税が軽減されます。5. 国や県の補助事業が受けやすくなりました。以上のメリットがあります。

農業委員さんに直接関係あるのが、お願いしたい内容の2. 農業委員さん個人の経営農地を自作地・借入地ともに農地中間管理事業へ切り替えをお願いします、というところが該当するかと思います。この内容について、会議に行かれた会長、局長からは何かありませんか。

松口会長： 県の方は、実績を上げるための方策でA to Aをしていると思いますが、70代の高齢者が自分で耕作できない状況になったときに、A to Aで機構に貸し付けて自分が借りるようにしていた方が、すぐ辞めるとなったときに中間管理機構が見つけてくれるメリットがあります。ただ、若い人はずっと農業をしていくので、そう負担ではないかと思います。しかし、歳をとった人は出来るだけそうしていれば、借り手を探さなくてもいいのかなと思います。

近藤茂樹委員： もし、自分の農地を中間管理機構に預けて、自分の農地が集まっているところに除草があるとしたら、集約というのは出来ないのですか。

松口会長： 同じところに集めるのにですか。

近藤茂樹委員： はい、そうです。

松口会長： 出来ればそれが一番いいのですが、小値賀の方式では、借り手が申し込みをしているのでなかなか出来ません。貸した農地を、中間管理機構が借り手を見つけて貸すのならば、ここに近藤さんの畑がありますので、貸し手が出た農地はこの農地の隣の人に貸しますということが出来るのですが、自分が見てきたのを中間管理機構にしているだけです。

松山委員： 今は、実際に作っているのを中間管理機構に預けている格好にしているので、移動は出来ません。耕作者がいますから。

近藤茂樹委員： 交換して作るというのは出来ないのですか。中間管理機構に預けているので集約したようにしたら仕事できると思います。

松山委員： 中間管理機構に預けるのはいいのですが、一年に一回、中間報告書を出さないといけません。

松口会長： 報告書と言いますか、何を作っているか作物名を書いて、荒れていないというのを証明したらいいです。

大久保委員： 難しくはないのですか。

松口会長： 難しくはないです。

大久保委員： 貸す人も、私が借りるのでどうですかと、農地を中間管理機構に預けて、もしも私ができないときに使用できるのでどうかと言っても、書類があるので厳しいと言われました。

松山委員： 今は、結局ヤミ小作になります。個人から個人への貸付けをしているので、私たちもわからないこともあります。親戚や、特に畜産が多いところは若い人が勝手に借りたりするところが増えていきます。こういうことがありますので、3条の利用権設定も農業委員会に出てきてないです。きちんと申請していただかないと、町も言いにくいと思います。

松口会長： 小値賀の事務が、国が言う通りの仕方ならば近藤さんが言われたようになります。国はそれとは違います。借り手がいてはじめて成り立っています。

大久保委員： 全部、中間管理機構に集めてしまえば調整が取れるのですか。

松口会長： はい、調整取れます。中間管理機構も見つけるのが厳しいです。今のようになれば、今から出てくる推進委員や農業委員で、中間管理機構と連携を取っていけば何とかかなと思います。

松山委員： A t o Aというのは、自分の農地を貸して、自分の農地を借りるのですよね。

近藤茂樹委員： その時に、中間管理機構に預けるので、預けた農地を交換分合変えてもらえばいいと思います。

松山委員： そういう人がいればいいのですが・・・

近藤茂樹委員： 中間管理機構が活発に動いてもらえばいいと思います。

松口会長： 中間管理機構は与えられた事務をするだけなので、そこまでするのは厳しいと思います。農業新聞に載っていましたが、そういう活動をしているところもあります。地図を色付けしてまとめています。小値賀は、畑の経営移譲や基盤整備をしているかしていないかというのもあるので、交換するのはなかなか出来ません。

松山委員： 基盤整備するときに、交換分合が出来ていないので小さい基盤整備が出来ています。その時に、交換分合をするという条件で基盤整備をしていたら畑がまとまっていたと思います。小さい畑は小さい畑で、田は田で作ってしまいました。壱岐あたりが大きく基盤整備していたのですが、それをまた基盤整備して大きく一枚の畑にしていました。そういうところも、水条件などなければならぬと思います。

前田委員： 今、松山委員が言ったように、交換分合が出来ない事業を増やしたので、意見が出ていたようにするとなれば、始めの原点からそういう対応でやっていかなければ、今のやり方では出来ないと思います。

松山委員： そのようでしたら、もう一度、基盤整備をし直して大きくするという格好でしていかないと、農地はまとまらないと思います。

前田委員： ●●さんの農地は、□□さんに貸していましたが、こういうことで作れないと言っただけで何も言ってこないの、そのままにしておくと荒地になると言ってきました。それならば、中間管理機構に申し出た方が言いと勧めました。農地を持っている人からは相談があつてい

松山委員： 3条で上がってきていないので出来ることです。上がってきていけば農業委員会に3条で解約できます。

松口会長： 今後、中間管理機構が出しての農地を全て上げて、農業委員会辺りでマッチングしていただければと思います。今、来ていても、誰が貸すかわかりません。借り手も誰が出ているかというのわからないですし、どこかでマッチングしないといけません。そういうところを、中間管理機構と農業委員会で連絡をしあって、誰々の農地が荒れているので、誰か作る人はいないかと、担い手を集めてそこでマッチングをしたらいいと思います。今は、全然、情報がわかりません。

大久保委員： これをもう少し、高齢の農家の方にわかりやすく、重要なところを抜き出して書いて配ってもいいでしょうか。

神崎書記： はい、大丈夫です。

松口会長： A t o Aをわかりやすくした方が、高齢者にはメリットがあると思います。

事務局長： これこそ、推進委員に説明させ回ってもいいのではないですか。
中間管理事業の説明の中に、新たに出てきているところがリーフレットの中に入ってくると思います。

大久保委員： 今の現状は、荒れ地になる寸前ですのでどうかかまじょうと、本人に話しているのですが、体の調子が良くないので手を付けられないと言われました。借りたいのに借りることができない、貸す人はいますが本人の同意が得られないと、どうにもできません。

松口会長： 牛がない集落辺りは、作るのがないので荒れてきます。

大久保委員： 今は、畜産の方で値がいいですし盛んですから、畑を借りてどんどん仕事していますが、これがなければどの部落も荒地になっていると思います。

松口会長： 今でも、牛飼も60歳以上の方は多いです。

前田委員： 牛飼いばかりではなく、農業をしているそのものが高齢化になって後払いの状態になってきています。

下山委員： 浜津も独身者が多いです。

前田委員： 今の下山委員の意見ですが、奥さんを農業委員にさせなさいと言うのは、私が若いころに一度、農業委員会の中で、若いからお嫁さんを取って欲しいとPRした記憶があるのですが、自然としなくなったみたいです。

松山委員： 昔は、農業委員会の中に、部会もありました。何という部会でしたか。

神崎書記： 花嫁部会と言っていました。

前田委員： それは、農業委員の中で作ったそのものの制度ですね。

松山委員： 制度と言いますか、今、農地部会や年金部会などのそういう格好で、花嫁部会というのがありました。

下山委員： 今の状態ではなくなっていくますよね。

前田委員： いろんなことをするにしても、本人の意思が大事だと思います。

下山委員： 問題はそこですが、誰か独身者が飛びついて欲しいと思っています。

前田委員： 奥さんを持たないと何もできないので、

松口会長： ちょうど30年位前の話になりますが、農業委員会の話の花嫁対策で、松田九郎さんが肝入りで農業委員が動いたことがあります。独身者の家庭を回って、花嫁にどうですかと、ただ外国人ですがと、農業委員が聞き取りしに回っていました。

下山委員： 地域おこし協力隊というのは残っていないのですか。

神崎書記： だいたい残っています。

下山委員： そういう協力隊とお見合いなどないのですか。

神崎書記： 今、総務課で、婚活事業をやっています。

事務局長： 以前のように、場所や男女をセッティングしてというのは、なかなか上手く行かないです。先程、前田委員が言われたように、嫁をもらう気持ち、育てていかないというセミナーを講師の先生を呼んでしています。

近藤良治委員： 何とか、ものになる人が1人2人でもいれば、先に考えていかなければ、後になると農業するのは難しいと思います。役員を持ったりしないといけませんので。

松口会長： 一度、4Hクラブで番岳に女性を集めて交流会をしたことがあります。佐世保でもボーリング大会をしたことがあります。ただ、小値賀の独身者はなかなか話せなかったそうです。

事務局長： 婚活イベントという意識しない形で、みんなが集まれる場所を作らないといけないと思います。

下山委員： かしこまったイベントではなく、打ち解けあえるような場がいいと思います。

事務局長： 先日、国境離島の関係で内閣府の方が来られて、二部構成で意見交換会をしました。一部は、各産業団体の代表者クラスの漁協組合長や農協支店長、商工会長が意見交換をしました。二部では、地域おこし協力隊の現役・卒業生や、Uターンして来られた若者で意見交換をしました。地域づくりの場の中で、自然と男女が集まって結婚など意識せずに、カップルなどうまれていけば貴重な成果になるので、そういう場所が必要かなと思います。

下山委員： そういう取り組みだと、1人や2人見つかると思います。

前田委員： やはり、私たちの次の世代の若者があとに残らないということの一つの要因もそこに原因があるかと思っています。私たちの時代から、百姓してもお嫁さんはいらないと言っていた中で、若者は3K用語がだんだん強くなってくると思います。まず、農業ということ自体に、目を向けようとしないうような時代になってきていると、そういうところが、一番の原因かと思っています。

松口会長： 昔のことは途中でそういう時代になっているのですが、今の農業は見直されてそう嫌がる人はいないです。

大久保委員： 現実、私たちが見ている、農業をしたい人がいます。

松口会長： 私たちが20代の時は、農業ということに強かったのですが、今はそうでもないと思います。

大久保委員： あとは男性の方次第です。

前田委員： 私に息子はいないですが、ほとんどの人が、今は昔と違って、農業は終戦以来優秀なのに、自分の子供に農業はさせないのかと言ったら、魅力がないとか戻ってくる気がないという中で、百姓してもお嫁さんはもらえないということが出てきます。そういうことが一番の原因になっているかと思っています。

今の現況でいけば牛などもそうかと思いますが、施設園芸やそういうところはすでに負けないくらいの技能を持っていると、ところがそういう次の世代の人が、いい息子がいるのに戻ってきていないのがほとんどです。あと、5年10年すれば今までつちかかってきた施設園芸や牛飼いの技術もなくなると思います。そうなる前に、次の世代の人が自分たちがしますという意識を持つように、私たちが教える責任になっています。何とかして、後継者を増やして育ててほしいと思います。

大久保委員： 新規就農者は入っているのですか。

事務局長： 明日から、●●さんという30代の夫婦が農業研修生として研修します。

大久保委員： まだ子供はいないのですか。

神崎書記： はい、いないそうです。

前田委員： だいたい、担い手公社で研修生として研修するときの条件としては、小値賀に長く滞在ということですよ。

事務局長： 定着することが出来なかったときは、期間によっては補助金の返還があります。

松山委員： 中村地区も〇〇さんのように、地区に入り込めば成り立つと思います。どこの地区でも、自分1人となった時でも地区の中に入って来なければ、地区の人に相手にされず1人だけになってしまいます。前方後目にも、新しい人が入って来ていますが、私たちは部落事業には出てきなさいなど言いません。しかし、村金はどうしますかとなり、これは町内会と一緒にのでもらっていいと思いますと言いました。廃棄物代も部落が立て替えて出して、最後に徴収すると、途中からいなくなったら赤字になります。それが何回もあります。やはり、地区に入って顔を見せとかないと、この人はここにいるとわかります。

事務局長： 以前にも、お話ししたかと思いますが、今年度から農業研修生の研修期間が3年になります。最初の1年を、地域おこし協力隊という形にしまして、補助金の返還など地域おこし協力隊にはありません。例え1年で、活動することが厳しいと挫折しても、返還などのリスクがないものですから、逆にいうと入口としては入りやすいのかなと思いますし、そのように、1年足して、先程、皆さんからご意見があったように、地域への溶け込みや農業者グループへの参加などが必要となってきます。担い手公社だけにいると、指摘もありましたが弊害も出ているので、1年を使っていろいろな方と交流して、本当に小値賀で農業をすると気持ちが固まったら2年目からの本格研修になるという形になります。

前田委員： どういう要領で振り分けしているのですか。

事務局長： まず、随時受付とするのも、なかなか難しいです。パターンを4月当初からと10月からの研修プログラムを担い手公社と作りました。農業大学でも約2ヶ月研修をするようにしています。そういう農業大学での長期研修を挟みながら、お世話係を配置して、産業振興課と担い手公社・農協も含めて、本人さんと話し合いながら、農家の皆さんにもお世話になりながらという形で進めていこうと思っています。園芸部会には、そういう話はしています。

松口会長： 島外から来るので、収入がどのくらいあるかわからないです。今、担い手公社の方で説明をするにしても、数字だけです。トマトが何t採れていくらか、だけでは成り立ちません。実際、小値賀にも研修生が入って、1年・2年間でどのくらい収入があり、どのくらい儲けがあったのか実際の結果を出していただかないと状況がわかりません。それで、自分が出来るかできないか決めないといけません。

前田委員： 卒業生の研修期間の話聞いたのですが、トマトだけしかしないと書いていました。自分たちは、それだけでは成り立たないと思うので、1年中365日、トマトで成り立つならばそれでよろしいと思います。ところが、植え付けてトマトを採るようになって、ある程度採ったら、植え付けもしないといけなくてその期間は収穫もなく、片づけて、また苗を植えるとなればその間結構な期間があります。その間を逆算して、何の作物を作ったらもっと収入がよくなるかなど、これを指導しないといけないと思います。結局、自分も食べないといけないので、あの野菜もう作って見たらどうかと言うのですが、暇がないとか、そういう気持ちがあるそうです。はじめから、研修段階の中で、会長もおっしゃったように、トマトだけでも厳しい状況ですので、それに伴う収入が、物を作って考えなければいけないと思います。そういう指導をした方がいいのではないかと思います。

事務局長： はい、わかりました。

神崎書記： 中間管理機構の件は、事務局の方で考えたいと思います。

次に、視察研修についてです。先日、多数決により、2泊目は佐世保から嬉野泊に変更になりました。松園というところになりました。スケジュールについては、対して変わらないのですが、26日土曜日は朝7時50分にロビー集合で、高速船に間に合うようにバスを出してもらおうようにしています。高速船で帰られてもいいですし、フェリーで帰られてもいいです。あとは自由行動にしています。今のところ、不参加はいらっしゃらないですか。

筒井委員： キャンセルはいつまでに報告したらいいですか。

神崎書記： 10日前ぐらいにはお願いします。

前田委員： キャンセル料は、何日前からですか。

神崎書記： 4・5日前でいいと思います。わかり次第、連絡をお願いします。

松口会長： 出来るだけ、参加をお願いします。

神崎書記： 次に、議会の方から、「議会と語ろう会」ということで、11月の総会後に何名か残っていただいて、議員さんと話し合いをしていただきます。先日、会長からは、参加させてもらうメンバーとして、会長、副会長、担い手の会長・副会長、農地部会の会長・副会長、ということに参加してもらえればと思っています、と案がありました。いかがでしょうか。今、予定しているのは、松口会長、松山副会長、担い手部会の下山会長・近藤茂樹副会長、農地部会の筒井会長・北野副会長となっています。今の6名でお願いさせてもよろしいでしょうか。

全委員： はい。

神崎書記： 11月の予定についてです。11月は、1時半から総会をして、終わり次第、「議会と語ろう会」を行うようになります。

松口会長： 28日はどうでしょうか。

全委員： はい。

神崎書記： 次回は11月28日月曜日に開催します。

「議会と語ろう会」の協議内容は、今の6名の方はメモをお願いします。

1、農業の問題点 2、今困っていること 3、新たな視点で取り組む分野 という内容となっています。時間は、約1時間から1時間です。よろしくお願いいたします。

次に、毎月、農協の支店長に何かないか聞いたのですが、農協の展示会が10月30日と31日に開催しますのでよろしくお願いいたします、とのことです。

松口会長： 土地改良区からは何かありませんか。

筒井委員： 特にありません。

松口会長： みなさん方から何もなければ、これで総会を終わります。ありがとうございました。

議 長 会 長 _____ 印

会議録署名人 9 番委員 _____ 印

会議録署名人 10 番委員 _____ 印